

会計年度任用職員募集要項（福祉局アシスタント職員（一般業務））

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（福祉局アシスタント職員（一般業務））
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名程度
任用期間	令和8年12月1日から令和9年3月31日まで（再度任用の予定なし） ※ 制度上、会計年度任用職員は、4回まで公募によらない再度任用が可能です すが、本職の任用期間は原則1年限りで、再度任用の予定はありません。
勤務職場	福祉局児童相談センター事業課（新宿区北新宿4-6-1）
職務内容	（1）総務事務の補助業務 人事関係事務、給与関係事務、福利厚生事務、共済事務等 （2）その他児童相談センターにおける庶務業務 書類確認、データ入力、問合せ対応等
応募資格・求められる能力	次の条件を全て満たす者 （1）上司や同僚、関係部署と円滑な連絡調整ができるなど、十分なコミュニケーション能力を有し、組織の一員として意欲を持って職務を遂行できること （2）電子メールやExcel、Wordの操作等、パソコンの基本的な操作能力を有し、データ入力、書類整理等の事務処理が自ら支障なく、迅速かつ正確に行うことができること （3）上記職務内容に関する総務事務を行った経験を有することが望ましい。 （4）来客・電話応対や問合せに対し、丁寧・適切に対応ができること （5）個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、正確に業務を遂行できること （6）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月16日
勤務時間	9時00分から17時45分まで 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健 健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害 休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護 休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子 育て部分休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

	上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 1, 350円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限7, 100円／日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法等	次の応募書類を申込フォームで送付してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。 （1）応募書類 ア 会計年度任用職員申込書（別紙） ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをフォームに直接アップロードしても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 イ 作文 ・課題 「志望動機」 ・字数 800字程度 （2）申込期限 令和8年10月26日（月曜日）正午まで （3）申込先 応募書類を申込フォームで送付して下さい。 フォームの URL : https://logoform.jp/form/tmgform/1841459 ※ 必ずインターネットで申込みをしてください。 ※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。 ※申込み完了後、LoGo フォームから申込み完了メールをお送りします。 
選考方法	（1）第一次選考（書類選考） 選考申込の際に提出する会計年度任用職員申込書及び作文による書類審査 （2）第二次選考（面接） 令和8年11月初旬実施予定。集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

	※ 合否結果については、「S1143301@section.metro.tokyo.jp」から本人宛メールにより通知します。迷惑メール対策などにより、メールが正しく受信されない場合があります。「S1143301@section.metro.tokyo.jp」からのメールを受信できるよう、迷惑メールフィルターの設定をご確認ください。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もあります。また、選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。
問合せ先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302（直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。